

政策整理番号 11

評価シート(B)

対象年度	H17	作成部課室	環境生活部廃棄物対策課	関係部課室	産業経済部農業振興課, 畜産課, 土木部事業管理課, 下水道課
------	-----	-------	-------------	-------	---------------------------------

政策番号	1 - 3 - 4	政策名	循環型社会の形成
------	-----------	-----	----------

施策番号	3	施策名	廃棄物の適正処理の推進
------	---	-----	-------------

A - 3 - 1 施策の有効性:規則 § 6 3号

有効 **概ね有効** 課題有

[政策評価指標達成状況から] 判定不能
 ・指標名:不適正処分された産業廃棄物の残存量 達成度:平成17年度に指標を変更したため判定不能

[県民満足度(政策)の推移から] 有効
 ・政策満足度は60と高く,満足度60点以上の割合が50.4%であることから,有効性はあるものと判断する。

[社会経済情勢を示すデータの推移から] 概ね有効
 ・本県の不適正処分された産業廃棄物の残存量の量は,平成16年度に大規模な不適正処理事案に係る数量の確定があったため,一時的に増加したが,その他は監視強化などによる新規発生の減少や不適正処分がなされた廃棄物の改善指導により,減少傾向にある。
 ・加えて,監視指導体制の充実に伴う不適正処分の未然防止の一層の推進を考慮に入れると,施策は総合的に判断して概ね有効であると思料される。

[総括]
 ・政策満足度及び満足度60点以上の割合と監視指導体制の状況を考慮に入れると施策は概ね有効であると思料される。

施策を構成する事業の事業番号と種別

事業番号	種別	事業名	事業番号	種別	事業名
1	主	みやぎエコファクトリー立地促進事業(再掲)	7		流域・公共下水道事業(再掲)
2	主	ごみ減量化・リサイクル普及啓発演劇上演事業	8		産業廃棄物適正処理監視指導員設置事業
3	主	リサイクル製品普及拡大事業(再掲)	9	重	企業連携型リサイクルシステム構築支援事業
4	主	農業用廃プラスチック適正処理推進事業(再掲)	10	重	産業廃棄物処理システム健全化促進事業
5	主	建設副産物再生利用促進事業(再掲)	11	重	産業廃棄物不法投棄監視強化事業
6	主	畜産環境総合整備事業(再掲)	12	重	産業廃棄物発生抑制等支援事業
			13	重	産業廃棄物処理システム健全化促進事業

主:宮城県総合計画第 期実施計画に掲載されている「主要事業」 重:重点事業のうち主要事業以外の事業

B - 1 施策実現にむけた県関与の適切性と事業群設定の妥当性:規則 § 6 1号,4号

適切 概ね適切 課題有

[国,市町村,民間団体との役割分担] 適切
 ・(国)廃棄物の適正処理と再生利用に係る各種法令の整備や各種補助金等による基盤整備の枠組み作成を行っている。
 ・(県)県は,県民,市町村,事業者に対して,廃棄物の適正処理に係る普及啓発及び支援を行っている。
 ・(市町村)地域住民,一般廃棄物の排出事業者に対して,廃棄物の適正処理に係る普及啓発を行っている。
 ・(民間団体)廃棄物の適正処理と再生利用に係るシステムや体制整備の一端を担っている。
 ・本施策に係る事業群は,上記役割分担に沿って設定されており県の関与は妥当である。

[施策目的を踏まえた事業か] 適切
 ・全て施策目的を実現するために必要な事業である。

[事業間で重複や矛盾がないか] 適切
 ・目的,対象者に応じ適切に設定されており,重複や目的が矛盾する事業はない。

[社会経済情勢に適応した事業か] 適切
 ・循環型社会形成推進基本法をはじめ,各種リサイクル法等が整備・施行されたことに加え廃棄物処理法も改正により罰則が強化されたことにより,排出事業者や処理業者の意識が高まっており,適切な事業となっている。

[施策重視度と満足度のかい離が大きいか](事業の必要性) 適切
 ・かい離度は25,満足度60点以上の割合が48.2%であるため,今後も事業を推進し,より満足度を高める必要がある。

[総括]
 ・役割分担,施策目的,事業体系,社会経済情勢,県民満足度調査の結果から判断して,本施策の事業設定は適切であると判断する。

施策番号	3	施策名	廃棄物の適正処理の推進
------	---	-----	-------------

B - 2 事業群の有効性:規則 § 6 2号

有効	概ね有効	課題有
----	------	-----

<p>【施策満足度から】 有効</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策満足度は55であり、事業の有効性が認められる結果となっている。 <p>【政策評価指標達成状況から】 判定不能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度に指標を変更したため、評価できない。 <p>【社会経済情勢を示すデータの推移から】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法の罰則が強化されていること、また循環型社会形成推進基本法をはじめ、各種リサイクル法等が整備・施行されるとともに伴う適正処理の推進が進んでおり、社会情勢と施策の目指す方向が一致している。 <p>【業績指標推移から】 有効</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物適正処理監視指導員が全保健所(支所)に設置されたことにより、監視指導体制が強化された。 ・他の事業についても、業績指標がおおむね前年度と同等もしくは改善の方向に進んでいる。 <p>【成果指標推移から】 有効</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「みやぎエコファクトリー」の指定から新たな立地に結びついた企業が6件となった。 ・建設廃棄物については、建設工事の計画、設計段階から発生抑制を図るとともに、発生したものは現場内の利用を促進する等搬出の抑制を図っている。建設廃棄物の発生量は増加する傾向にあるが、建設廃棄物のほとんどを占めるコンクリート塊、アスファルト塊のリサイクル率は向上しており、効果が上がっている。 ・農業用廃プラスチックについては、発生が少量分散しており、再生産増加のため、地域段階における回収組織の設置・運営による効率的回収を推進している。回収組織の市町村カバー率も平成15年度から100%となり、新たな再生処理の取り組みも見られるなど成果は上がっており、概ね有効である。 ・家畜排せつ物については、適切に処理した後、有機資源として循環させるための施設整備を効果的に推進する必要があり、堆肥舎・堆肥センターを計画的に整備している。 ・下水汚泥については、建設資材やセメント原料等への有効利用の推進が図られ、埋立処分量が減少した。 ・産業廃棄物適正処理監視指導員の活動により、立入検査件数が大幅に増加し、不法投棄、野焼き等の不適正処理の未然防止が図られている。 <p>【総括】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策評価指標を変更したため、成果の推移は評価できないが、施策満足度や社会経済状況などから総合的に判断して、事業群は「概ね有効」と判定する。
--

B - 3 事業群の効率性:規則 § 6 3号

効率的	概ね効率的	課題有
-----	-------	-----

<p>【政策評価指標達成度 業績指標・成果指標】 判定不能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度に政策評価指標を見直しており、判定できない。 <p>【社会経済情勢データ 業績指標・成果指標】 概ね効率的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県の不適正処分された産業廃棄物の残存量の量は、平成16年度に大規模な不適正処理事案に係る数量の確定があったため、一時的に増加したが、その他は監視強化などによる新規発生の減少や不適正処分がなされた廃棄物の改善指導により、減少傾向にある。 ・加えて、監視指導体制の充実に伴う不適正処分の未然防止の一層の推進を考慮に入れると、施策は総合的に判断して概ね効率的であると思料される。 <p>【事業費に対する業績指標の割合(効率性指標)が適切か】 効率的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体的には事業費の削減傾向の中で、前年度並みの業績指標が維持されていることから、効率的に事業が実施されているものと判断できる。 <p>【総括】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度から変更した政策評価指標での判断はできないが、社会経済情勢及び事業費に対する業績指標から判断すると、事業群は「概ね効率的」であると判断できる。

B 施策評価(総括):規則 § 6

適切	概ね適切	課題有
----	------	-----

<ul style="list-style-type: none"> ・県関与の適切性、事業群の設定の妥当性・有効性・効率性については、概ね施策の目指す方向に進んでおり、適切に事業が実施されていると考える。 ・事業全体の業績指標、成果指標の推移を見ても、施策の目指す方向に進んでおり、適切に事業が実施されていると考える。
--

事業分析カード(業績)

対象年度	H17	作成部課室	環境生活部廃棄物対策課	関係部課室	産業経済部農業振興課, 畜産課, 土木部事業管理課, 下水道課
政策番号	1 - 3 - 4	政策名	循環型社会の形成		
施策番号	3	施策名	廃棄物の適正処理の推進		

活動(事業) / 活動(事業)によりもたらされた結果								
事業番号	事業名 【担当課室名】	H17 事業費 (千円)	事業の対象 (誰・何を対象として、具体的に)	事業の手段(内容) (何をしたのか、具体的に)	業績指標名 (事業の活動量。事業の手段に対応)	H15	H16	H17
						事業費(千円)		
						効率性指標 (3.5E-02は3.5 × 10 ⁻²)		
1	みやぎエコファクトリー立地促進事業(再掲) 【資源循環推進課】	297,727	事業者, 各種団体, 県民	みやぎエコファクトリーに立地する企業に対し, 奨励金を交付した。	エコファクトリー 指定数	1 4,660 2.1E-04	3 52,160 5.8E-05	1 297,727 3.4E-06
2	ごみ減量化・リサイクル普及啓発演劇上演事業(再掲) 【資源循環推進課】	4,290	県民(特に小学生)	小学校(17校)で, ごみの減量化について啓発する演劇を上演した。	上演回数	17 6,269 2.7E-03	17 4,367 3.9E-03	17 4,290 4.0E-03
3	リサイクル製品普及拡大事業(再掲) 【資源循環推進課】	2,225	事業者	廃棄物を原材料に用いた製品を認定し, その利用拡大を図った。	認定製品数	17 546 3.1E-02	19 4,379 4.3E-03	16 2,225 7.2E-03
4	農業用廃プラスチック適正処理推進事業 【農業振興課】	950	農業者, 市町村, 農協	関係者に対する研修会開催や再生処理の手引き, パンフレットの配布を行った。	パンフレット配布数	120,000 2,671 4.5E+01	120,000 1,477 8.1E+01	21,700 950 2.3E+01
5	建設副産物再生利用促進事業 【事業管理課】	1,500	建設事業者	従来の宮城県版リサイクルシステムから全国版リサイクルシステムに移行した。	建設業からの廃棄物排出量(推定t)	1,784 9,908 1.8E-01	744 6,180 1.2E-01	833 1,500 5.6E-01
6	畜産環境総合整備事業 【畜産課】	1,580,120	市町村, 営農集団, 農家	家畜排せつ物処理施設や畜産施設周辺環境の整備を行った。	事業地区数	10 1,483,625 6.7E-06	11 1,597,141 6.9E-06	7 1,580,120 4.4E-06
7	流域・公共下水道事業 【下水道課】	5,077,427	県, 市町村	セメント原料等への有効利用を促進した。	下水汚泥量(WS-t/年)	163,367 5,191,663 3.1E-02	156,082 4,921,684 3.2E-02	153,237 5,077,427 3.0E-02
8	産業廃棄物適正処理監視指導員設置事業 【廃棄物対策課】	27,281	事業者	廃棄物の不法投棄, 不適正処理の未然防止のため, 保健所に専門の職員を設置し, 監視指導体制を強化した。	産業廃棄物適正処理指導員設置人数	7 20,195 3.5E-04	9 27,839 3.2E-04	9 27,281 3.3E-04
9	企業連携型リサイクルシステム構築支援事業 【資源循環推進課】	2,273	事業者	複数の排出事業者, 処理業者等が業種の枠をこえて連携し廃棄物の適正処理, リサイクルを効率的に行えるシステム構築を検討する団体へ補助金を交付した。	支援団体数			5 2,273 2.2E-03
10	産業廃棄物処理システム健全化促進事業 【廃棄物対策課】	1,682	県, 事業者	情報技術を活用して産業廃棄物の処理過程の把握及び処理状況の公開の実証を行った。	実施件数			1 1,682 5.9E-04
11	産業廃棄物不法投棄監視強化事業 【廃棄物対策課】	6,548	事業者	ヘリコプターによるスカイパトロールを実施した。	スカイパトロール実施回数			2 6,548 3.1E-04
12	産業廃棄物発生抑制等支援事業 【資源循環推進課】	25,738	事業者	産業廃棄物の発生抑制やリサイクル等を行うための設備整備をする事業者へ補助金を交付した。	支援事業者数			3 25,738 1.2E-04
13	産業廃棄物処理事業者指導強化事業 【廃棄物対策課】	H18新規	事業者	不適正処理業者に対して再教育を図るための講習会を行う。	講習会参加業者数(過去に不適正処理を行った処理業者)			
	事業費合計	7,027,761						

施策番号	3	施策名	廃棄物の適正処理の推進
施策概要	良好な生活環境を維持保全し、安全で安心な生活を確保するため、廃棄物処理施設における適正な維持管理の確保や不法投棄等の未然防止など、廃棄物の適正処理の推進を目指します。		

活動(事業)によりもたらされた成果					施策実現までの道筋 (施策の実現にどのように結びついたか)
事業の目的(意図) (対象をどういう状態にしたのか)	成果指標名 (事業の成果、「事業の目的」に対応)	H15	H16	H17	
⇒ リサイクル産業の振興を図る。	立地企業数	0	2	6	⇒ 「みやぎエコファクトリー」を県内に数カ所指定し、立地するリサイクル関連事業所に対する奨励金の交付等の支援を行う。
⇒ 演劇を通して、ごみの減量や分別の仕方・大切さ等についての理解を促進した。	視聴者数	3,600	3,900	4,500	⇒ 演劇の上演を地域バランス等に配慮しながら継続して行うとともに、副教材の配布によるフォローアップ事業を通じた理解の浸透を図る。
⇒ 廃棄物の減量化や適正処理を推進するとともにリサイクル産業の育成を図る。					⇒ 新たな製品の認定に加え、利用拡大に向け、県庁内利用促進、市場調査の実施、展示会等を通じたPRを進める。
⇒ 研修会、啓発パンフレットを通じ、回収・再生処理への取組を促進した。	再生処理量(t)	658	812	945	⇒ 回収適正処理を進めるため、県内に回収組織の設置を呼びかけ、平成15年度に全ての市町村が組織に参加した。また、啓発活動により、農業者の意識も高まってきている。
⇒ 実態調査にも対応し、建設副産物に係る排出・処理業者も利用が可能となり、再生利用を促進した。	建設廃棄物の再生利用率(%)	94	98	98	⇒ 高いリサイクル率の維持と低いリサイクル率への取組として、現場における分別の徹底と再資源化施設への搬入、新技術等を活用して再資源化・再利用を促進させる。
⇒ 施設を整備することで畜産に起因する環境汚染の防止を図り、農家経営の改善を促進した。	施設整備に係る受益戸数	56	147	122	⇒ 当事業に合わせて、国リース事業、農家の自己資金による整備により、家畜排せつ物法管理基準適用農家の整備を推進する。
⇒ 埋立処分量の減量化を図る。	埋立処分量(WS-t/年)	63,883	65,726	45,707	⇒ 下水汚泥減量化等施設を整備して適正処理を推進するとともに、有効利用の促進により、埋立処分量の減量化を図る。
⇒ 廃棄物の不法投棄・野焼き等の不適正処理の監視・指導を行った。	立入検査件数	1,411	2,331	2,668	⇒ 監視指導員の活動により、不法投棄、野焼きの未然防止及び早期発見による事態の悪化を防止する。
⇒ 産業廃棄物の発生抑制とともに、適正処理の推進(リサイクル率の向上)を図る。					⇒ 産業廃棄物の発生抑制・リサイクルを行うための設備機器を整備する事業者に対する支援を行い、循環型社会の基盤形成や廃棄物の適正処理を推進する。
⇒ 産業廃棄物の処理過程を透明化する手法を実証した。	実施業者数			1	⇒ 透明な廃棄物処理手法の普及により、悪質な処理業者が淘汰され、不適正処理が減少する。
⇒ 廃棄物の不法投棄を監視した。	産業廃棄物の不法投棄の発覚件数			9	⇒ 産業廃棄物の不法投棄を未然に防止する。
⇒ 産業廃棄物の発生抑制又はリサイクル率の向上を図る。					⇒ 産業廃棄物の発生抑制・リサイクルを行うための設備機器を整備する事業者に対する支援を行い、循環型社会の基盤形成を推進する。
⇒ 処理業者の制度理解の徹底を図る。					⇒ 処理業者が廃棄物処理の制度の理解することで資質が向上し、不適正処理が減少する。

政策評価指標分析カード(整理番号1)

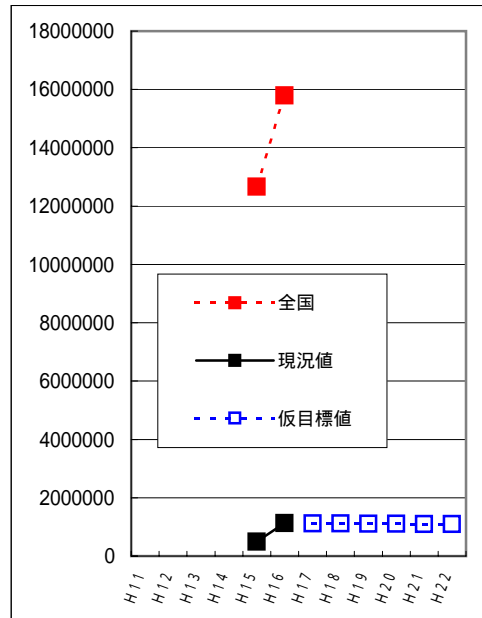
政策整理番号 11

対象年度	H17	作成部課室	環境生活部廃棄物対策課	関係部課室	産業経済部農業振興課, 畜産課, 土木部事業管理課, 下水道課
政策番号	1 - 3 - 4	政策名	循環型社会の形成		
施策番号	3	施策名	廃棄物の適正処理の推進		

(1) 政策評価指標の推移

政策評価指標名		単位						
不適正処分された産業廃棄物の残存量		t						
目標値	難易度	H17	-					
		H22	1,097,766					
評価年	初期値	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
測定年	H16						H15	H16
現況値 (達成度判定値)	1,127,776						496,850	1,127,776
仮目標値								
達成度								...

政策評価指標値の推移(グラフ)



難易度: (トレンド型目標 実現が可能), (中間型目標 実現が困難), (チャレンジ型目標 実現がかなり困難)

(2) 指標の選定理由

・施策の成果を示す指標として、不適正処分防止対策に係る事業の成果が見えるものが望ましいことから、毎年度の残存量を指標とした。
 ・指標は、県内において不適正処分された産業廃棄物が残存している量で、新規発生の抑制や発見された廃棄物の改善指導などの面で適正処理の推進結果として、その残存量を示すことができる。

(3) 施策満足度の推移

年度	H17	参考: 第2~4回の推移	H16	H15	H14
施策重視度(中央値、点)A	80	施策重視度 A	80	80	80
施策満足度(中央値、点)B	55	施策満足度 B	60	55	50
かい離 A-B	25	かい離 A-B	20	25	30
満足度60点以上の回答者割合(%)	48.2	満足度60点以上の回答者割合	51.0	47.5	41.6

第5回県民満足度調査は調査票の様式を見直して実施しました。第2~4回の調査結果は第5回の調査結果と同列に扱うことができないため、参考記載としています。

(4) 政策評価指標の妥当性分析

ア 達成状況の背景(未達成の場合はその理由等)・今後の見通し

達成度: ... 判定不能
 ・平成17年度から指標を変更しているため、達成状況を判断することはできない。
 ・廃棄物処理法の罰則の強化に伴う不適正な処理を行う処理業者の淘汰が一層進むとともに、県民・事業者の適正処理に関する意識の向上及び廃棄物の発生抑制が進むことから、今後は不適正処分された産業廃棄物の残存量は減少傾向に進むものと思料される。

(5) 政策評価指標の妥当性の検証(総括)

存続 要検討

[施策の有効性を評価する上で適切な指標か]
 ・廃棄物の適正処理の推進結果を示す指標として、平成17年度に見直しを行ったものであるため、今後継続して評価する必要がある。

施策・事業展開シート(C)

政策整理番号 11

対象年度	H17	作成部課室	環境生活部廃棄物対策課	関係部課室	産業経済部農業振興課, 畜産課, 土木部事業管理課, 下水道課
政策番号	1 - 3 - 4	政策名	循環型社会の形成		
施策番号	3	施策名	廃棄物の適正処理の推進		

C - 1 評価結果から抽出される課題と対応策

〔政策評価〕施策群設定の妥当性, 施策群の有効性
 ・施策の必要性は大であり, 施策は有効と考えられ, 今後一層の拡充・推進すべきと考える。
 〔施策評価〕事業群設定の妥当性, 事業群の有効性, 効率性
 ・これらの事業群は, 「循環型社会」へ向かう基盤となる事業群であり, 排出事業者から処理業者にいたるまで適正処理を担っており適切かつ有効と判断される。
 ・政策評価指標の目標値を達成するため, これらの施策群を継続的かつ重点的に実施する必要がある, 廃棄物の適正処理の推進は, 県組織内各部署のみならず市町村, 県民を巻き込んだ総合的な取組や事業が必要と考える。
 ・政策評価指標目標値の達成は, 排出事業者及び処理業者の意識によるところであるが, 行政が適正処理の推進に取り組む意義は大きい。

C - 2 施策・事業の方向性

施策の次年度(H19年度)の方向性とその説明

方向性	拡充	維持	縮小
-----	----	----	----

〔方向性の理由〕
 ・環境への負荷の少ない循環型社会を形成するため, 廃棄物の適正処理を推進することが必要不可欠である。
 〔次年度の方向性〕
 ・不法投棄対策としては, 第一に, 廃棄物処理制度についての普及・啓発活動及び事業者への指導により, 未然に発生防止することが重要である。
 ・また, 違反行為が発生した場合は, 早期発見・早期対応により事態の拡大を防止するとともに, 悪質な事案については, 厳格に対応することが必要となる。
 ・さらに, 現在の産業廃棄物の処理過程では, 安い業者に廃棄物が流れて結果的に不法投棄・不適正処理につながる, という構図がある。このような構図を廃し, 違反行為がなされない処理システムを構築していくとともに, 優良な事業者の育成が求められる。

主要事業・重点事業の次年度(H19年度)の方向性とその説明

事業番号	種別	事業名	H17決算見込額(千円)	方向性	方向性に関する説明
1	主	みやぎエコファクトリー立地促進事業(再掲)	297,727	拡充	「みやぎエコファクトリー」への企業立地を促すとともに, ゼロエミッションの普及拡大を図り, 産業分野における循環型社会の基盤形成を推進する必要がある。
2		ごみ減量化・リサイクル普及啓発演劇上演事業(再掲)	4,290	維持	リサイクルみやぎ推進事業は, 小学生を対象にごみ問題への意識啓発を行うものであり, 将来的に最もその効果が期待できるので, 対象を拡大していく必要がある。
3	主	リサイクル製品普及拡大事業(再掲)	2,225	拡充	グリーン購入を促進するため, グリーン製品の認定を行い, 製品の利用拡大を図る必要がある。
4	主	農業用廃プラスチック適正処理推進事業	950	維持	再生利用を進めるための具体的な手法や条件不利地域への対応策の検討, 再生利用や適正処理を促進するため啓発活動を積極的に行う必要がある。
5	主	建設副産物再生利用促進事業	1,500	拡充	建設副産物の現状や将来予測, 取り組み状況を踏まえ, 東北地方建設リサイクル推進計画に基づく目標値を達成するために, 再生利用を総合的かつ効果的に推進し, 適正処理を図る必要がある。
6	主	畜産環境総合整備事業	1,580,120	維持	畜産経営に起因する環境汚染を防止し, 適正処理を促進するため, 家畜排せつ物の処理施設の計画的な整備を支援する必要がある。
7		流域・公共下水道事業	5,077,427	維持	宮城県・新下水汚泥処理総合計画を策定し, 有効利用の促進や広域的な下水汚泥処理の整備を実施していく必要がある。
8		産業廃棄物適正処理監視指導員設置事業	27,281	維持	不法投棄や野焼き等の不適正事案を監視することにより, 環境汚染の防止を図る。
9	重	企業連携型リサイクルシステム構築支援事業	2,273	拡充	廃棄物の発生抑制やリサイクル等に寄与する新たな処理ルート形成に対する支援を行う必要がある。
10	重	産業廃棄物処理システム健全化促進事業	1,682	拡充	産業廃棄物の処理過程を監視・把握するためGPS等の先端技術を活用した実証試験を行うことにより, 処理状況の透明化と適正処理の推進に資する。
11	重	産業廃棄物不法投棄監視強化事業	6,548	拡充	不法投棄の監視強化を図るため, 民間事業者への委託による夜間パトロールを実施するとともに, 民間ヘリコプターの活用による上空からのパトロール強化を図る。
12	重	産業廃棄物発生抑制等支援事業	25,738	拡充	産業廃棄物の発生抑制・リサイクルを行うための設備機器を整備する事業者に対する支援を行い, 循環型社会の基盤形成を推進する必要がある。
13	重	産業廃棄物処理業者指導強化事業	0	拡充	処理業者に対して廃棄物処理制度を周知徹底を図るとともに, 適切な財務状況を含めたきめ細やかな指導が必要である。
		合計	7,027,761		